

吉田町子どもと親の相談員設置要綱の新旧対照表

改 正 後	現 行
(報償費) 第6条 相談員の報償費は、1時間当たり <u>1,050円</u>とする。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u>	(報償費) 第6条 相談員の報償費は、1時間当たり <u>1,000円</u>とする。